

西脇市と関西学院大学との連携に関する協定書

西脇市と関西学院大学は、相互に連携することによりそれぞれの発展と地域の振興に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、西脇市と関西学院大学とが包括的な連携のもと相互に協力し、活力ある地域社会の形成及び大学の教育、研究に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 西脇市と関西学院大学は、次の事項について連携し協力する。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 地域福祉の向上に関すること。
- (3) 産業の振興及び活性化に関すること。
- (4) 社会教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- (5) 学術・研究に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに西脇市と関西学院大学のいずれからも相手方に対して文書により異議の申入れがないときは、1年間延長するものとし、その後に期間満了したときもまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携協定の細目その他の事項については、西脇市と関西学院大学が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年3月2日

西脇市

市長 井山



関西学院大学

学長 村田 治

